障がい者福祉の しおり

成田市

障害者手帳をお持ちの皆さまへ

住所や氏名などが変わったときは、 「居住地等変更届」を提出してください。

▶ 障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、 療育手帳)をお持ちの方は、住所・氏名などが変わった場合、 お住まいの市区町村の障害福祉担当課へ「居住地等変更届」 の提出が必要です。

※<u>入所施設・病院・グループホーム等にいらっしゃる方</u>はお手続きが他の市区町村となる場合がございます。詳しくは下記の問い合わせ先へご確認ください。

成田市役所 障がい者福祉課 TEL:0476-20-1539

FAX: 0476-24-2367

「障がい」の表記につきましては、法に規定のある用語等は、そのまま「害」を用いています。このため文中で、「障<u>がい</u>者」や「身体障<u>害</u>者手帳」など、「がい」が漢字表記のものとひらがな表記のものが混在しています。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」につきましては、「障害者総合支援法」と表記しております。

《障がい者福祉のしおり》

発 行 成田市

編 集 福祉部障がい者福祉課

〒286-8585

成田市花崎町760

電話(代)22-1111

発行日 2025.4.1

登録番号 成障 25-002

このしおりは、「チャレンジドオフィスなりた」で印刷・製本を行いました。